

心身障害者医療費助成制度について

この制度は、心身障害者に対する適正な医療を確保し、健康の向上と福祉の増進を図るため、受給資格者が医療を受けた場合において支払った医療費の一部を助成するというものです。

医療費助成の対象者

- ① 1～3級の身体障害者手帳またはB1程度以上の療育手帳を所持する方・・・全額助成
- ② 4級の身体障害者手帳を所持する方・・・半額助成
- ③ 1～2級の精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持する方・・・外来診療分のみを全額助成

医療費助成の範囲

医療費助成の対象となる経費は、受給資格者が保険給付の対象となる医療を受けた場合において支払う一部負担金の額（ただし、附加給付、高額療養費などを除く。）です。したがって、診断書料や雑費など健康保険が適用されない経費については助成対象とはなりません。

医療費の助成方法

（1）0～高校修了相当の児童

【現物給付（窓口無料）】

- ① 県内医療機関の受診時に、健康保険証などと一緒に『美浜町子ども医療費受給者証』を診療ごとに必ず医療機関（薬局、歯科、整骨院等を含む）の窓口に提示してください。
- ② 『受給者証』を提示することで、保険診療分の医療費の支払いがその場で助成され、無料で診療が受けられます。

【ご注意ください】

- ※ 診療ごとに、医療機関へ『受給者証』を提示する必要があります。
- ※ 保険診療外のもの（薬の容器代、文書料など）は、自己負担です。

（2）19歳以上の方

【償還払い】

- ① 県内医療機関の受診時に、健康保険証などと一緒に『美浜町心身障害者医療費受給者証』を診療ごとに必ず医療機関（薬局、歯科、整骨院等を含む）の窓口に提示してください。
- ② かった医療費を、医療機関で一旦お支払いください。
- ③ 『受給者証』を提示して診療を受けられた分の医療費は、原則、診療月の翌々月に指定された口座へ振り込みます。

(3) 払い戻しの手続きについて

【払い戻しの手続きが必要となる場合】

- ★ 県外の医療機関を受診したとき
- ★ 県内医療機関の窓口で『受給者証』を提示しなかったとき
- ★ 窓口無料化に対応していない県内の医療機関を受診したとき（※0～18歳の児童）



- ① 診療を受けるときに、医療機関の窓口で健康保険証を提示し、一旦医療費をお支払いください。
- ② 役場健康福祉課の窓口へ、診療月の翌月から起算して6ヶ月以内に「医療費助成申請書」を提出してください。（※申請用紙は役場健康福祉課にあります。）
- ③ 原則として、「医療費助成申請書」の提出月の翌月末に指定された口座へ振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 「医療費助成申請書」には、医療機関の領収証明を受けるか、または医療機関が発行した領収書（受診者氏名、受診日、医療機関名、保険点数、領収金額、領収印が記載されていること）の添付が必要です。
- ※ 6か月以内に提出がない場合には、医療費助成を受けることができなくなります。
- ※ 医療費の請求は、月、医療機関、診療科別にまとめてください。

高額療養費について

入院される場合や、外来でも医療費が高額になる場合は、必ず「限度額適用認定証」を取得し、医療機関の窓口で提示してください。

次のような場合は、健康福祉課で手続きをしてください

- 氏名、住所（町内転居）、保険証、振込口座などの変更があった場合
- 受給者証の再発行を受ける場合
- 受給資格者が町外に住所を変える（転出する）場合
- 受給資格者の属する世帯が生活保護法による保護を受けることになった場合
- 受給資格者や対象者が死亡した場合

所得制限と受給者証の更新について（更新日 毎年8月1日）

<所得制限について>

受給資格者またはその方と同居する扶養義務者の前年所得が一定額以上の場合は、医療の助成は停止することになります。

<受給者証の更新について>

毎年7月に所得等を調査し、引き続き助成対象となる方に対しては、新しい受給者証をお届けします（資格者証の有効期限は8月1日から翌年7月31日までです）。

【お問い合わせ先】 美浜町健康福祉課（電話：0770-32-6704）